

郵政民営化の現段階 —金融2社を中心に—

The Present Situation of Postal Privatization

伊藤光雄

ITO Mitsuo

1. はじめに

2005年10月、当時の小泉内閣の下で制定された「郵政民営化法」と、それにもとづいて2007年10月に民営化が開始された日本の郵政事業は、当初の民営化の制度設計、とりわけ分社化に由来する様々な弊害を生み出すことになり、その後も国政の争点の一つとして存在し続けた。

2009年8月の衆議院議員総選挙後の民主党を中心とする新政権は、同年10月に「郵政改革の基本方針」を閣議決定し、同年12月には「郵政株式売却凍結法」を成立させた。その後、政府はこれまでの「郵政民営化法」にとってかわる「郵政改革法案」を2010年4月に国会に提出しその成立を試みた。だが、この法案は衆議院を通過したものの、会期切れにより参議院を通過することなく廃案となった。その直後の2010年7月の参議院議員選挙では与党が大敗して、参議院では少数与党となる「ねじれ国会」となり、以後、「郵政改革法案」は成立の見通しが立たない状況が続いた。

この膠着した状況を打開すべく、2011年の秋以降、民主・自民・公明の3党

キーワード：日本郵政、郵政民営化、ゆうちょ銀行、かんぽ生命

Japan Post Group, Postal Privatization, JP Bank, JP Insurance

による郵政民営化の見直しの協議がおこなわれ、2012年3月には「郵政改革法案」の政府による取り下げと、これにかわる郵政民営化法を改正する議員立法の国会提出が3党で合意された。最終的には、2012年4月27日に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正郵政民営化法」という。）が成立（2012年5月8日公布）し、「郵政株式売却凍結法」は廃止となった。これをもって、郵政民営化の見直しは一応の決着を見ることとなり、以後、新たな法的枠組のもとでの郵政事業の民営化が進行することになったのである。

本稿では、これまでの郵政民営化の経緯と問題点および改正郵政民営化法の内容を整理するとともに、2012年10月1日に発足した新「日本郵政グループ」の現状と課題を、金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）を中心に検討することを目的としている。

2. 旧郵政民営化法と郵政改革法案

2-1. 旧郵政民営化法と当初の制度設計

小泉内閣時の2004年9月に閣議決定された「郵政民営化の基本方針」では、その冒頭で「郵政民営化は、国民に大きな利益をもたらす」と強調し、その理由および民営化の目的として、「① 郵政公社の4機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスが安い料金で提供が可能になり、国民の利便性を最大限に向上させる。② 郵政公社に対する「見えない国民負担」が最小化され、それによって利用可能となる資源を国民経済的な観点から活用することが可能になる。③ 公的部門に流れていた資金を民間部門に流し、国民の貯蓄を経済の活性化につなげることが可能になる。」との3点をあげていた。

郵政民営化には賛否両論があり、大きな政治問題にもなったが、2005年9月におこなわれた衆議院議員総選挙、いわゆる「郵政選挙」で与党の自民党・公明党が圧勝し、2005年10月、郵政民営化関連6法が可決・成立した。

これを受けて、2007年10月に持株会社である日本郵政株式会社が設立される

とともに、その100%子会社として4つの事業会社が発足した。すなわち、従来の郵便貯金事業は株式会社ゆうちょ銀行に、簡易保険事業は株式会社かんぽ生命保険に、郵便事業は郵便事業株式会社に、郵便局の窓口業務は郵便局株式会社となった。また、これと同時に、民営化前の政府保証のある預金・保険契約を承継する独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立され、機構はこの既契約にかかわる資産の運用をゆうちょ銀行とかんぽ生命に委託することになった（図表1参照）。

日本郵政の株式は、当初は政府が100%保有するものの、10年後の2017年9月末までに政府保有分は3分の1超までに圧縮するものとされた。また、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の金融2社については、10年以内に日本郵政が保有する株式を完全に処分（民有化）するものとされた（郵便局会社と郵便事業会社の株式は引き続き日本郵政が100%保有）。これにより、2017年9月末までに「完全民営化」が実現するというのが当初の民営化計画であった。

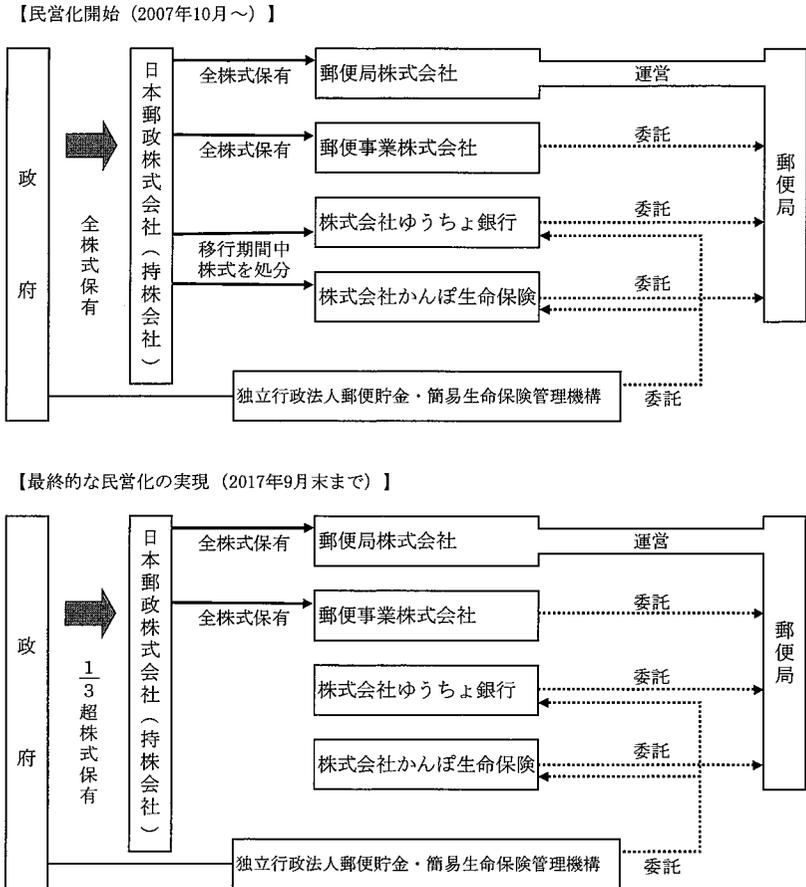
つまり、当初計画された郵政民営化とは、ゆうちょ銀行とかんぽ生命を完全に民営（民有）化し、郵便局事業と郵便事業は郵便ユニバーサルサービスの維持を確保するために日本郵政株の3分の1超の保有により国の関与を残すというものだった。すなわち、3分の1超の株式保有により、株主総会の重要な議決である特別決議に対して国が「拒否権」を持つことになるのである¹⁾。したがって、本来の「民営化」の名にふさわしいのは、金融2社の民営化であり、この金融2社の株式については遅くとも民営化開始4年目（2011年）の上場を目指し、5年間で処分するというのが当初の方針だった²⁾。

このような制度設計のもとで民営化がスタートした郵政事業であったが、その後、「郵政民営化の基本方針」で民営化の第一の目的とされた「国民の利便性

¹⁾ 同様に、民営化後も政府が3分の1超の株式保有を法的に義務付けられているものとして、日本たばこ産業、日本電信電話および高速道路6社（うち高速道路3社は、国および地方公共団体で3分の1超保有）がある。

²⁾ その後、日本郵政は金融2社の株式上場を1年早めて2010年度の上場を目標としたが、2008年秋の世界的な金融危機の勃発により、この上場目標を事実上断念した。そして、その後、政権交代がおこり、2009年12月4日には郵政株式売却凍結法が成立したのである。

図表1 郵政民営化の当初のスケジュール



資料：日本郵政株式会社のウェブページより。

を最大限に向上させる」ということとは相反する事態が生じた。すなわち、身近な簡易郵便局の閉鎖、ATMの撤去、各種手数料の引き上げ、時間外窓口の閉鎖など、国民サービスの後退であった。とりわけ地方・過疎地では、身近な郵便局の職員が減り、郵貯、簡保の外務サービスも統廃合され、郵便外務員による貯金サービスもできなくなるなど、最も深刻な分社化のしわ寄せを受けた。

また民営化により郵政事業の経営基盤が脆弱となり、将来そのサービスを郵便局で一体的に利用することが困難となるのではないかと、あまねく全国において公平に利用することができなくなるのではないかという懸念が各方面で強まったのである。

2-2. 「郵政改革の基本方針」と郵政改革法案

2009年8月の衆議院議員総選挙において、民主党、社民党および国民新党の3党が過半数を大きく超える議席を獲得して勝利した。翌9月、民主党の鳩山由紀夫が内閣総理大臣に指名され、民主党、社民党および国民新党の3党連立政権が発足した。

3党は連立政権樹立に当たっての政策合意を取り結んでおり、この合意の中に「郵政事業の抜本的見直し」が含まれていた。これにもとづき、政府は10月に、「郵政改革の基本方針」を閣議決定し、これを受けて西川善文（元三井住友銀行頭取）は日本郵政社長を退任し、後任社長に齊藤次郎（元大蔵省事務次官、前職東京金融先物取引所社長）が就くことになった。

2009年10月に閣議決定された「郵政改革の基本方針」は次のとおりである。

1. 郵政事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。
2. このため、郵便局ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点として位置付けるとともに、地域のワンストップ行政の拠点としても活用することとする。
3. また、郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるほか、銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を検討する。加えて、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する。

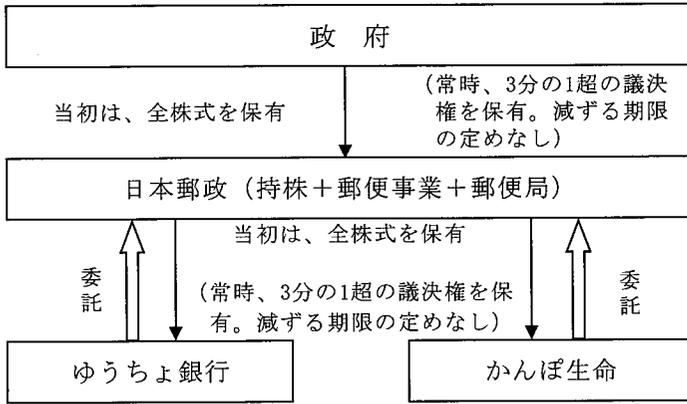
4. これらの方策を着実に実現するため、現在の持株会社・4分社化体制を見直し、経営形態を再編成する。この場合、郵政事業の機動的経営を確保するため、株式会社形態とする。
5. なお、再編成後の日本郵政グループに対しては、更なる情報開示と説明責任の徹底を義務付けることとする。
6. 上記措置に伴い、郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講じる。

この基本方針にもとづいて作成された郵政改革法案は、郵政民営化により「郵政事業の経営基盤が脆（ぜい）弱となり、その役務を郵便局で一体的に利用することが困難となるとともにあまねく全国において公平に利用できることについての懸念が生じている事態に対処して、郵政事業の経営形態を見直し、郵政事業に係る基本的な役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることを確保する」（第一条）ことを目的として、そのために郵政事業を抜本的に改革するというものである。その概要は次のとおりである。

1. 日本郵政は、郵便事業会社および郵便局会社を、2011年10月1日に合併する³⁾。政府は常時、日本郵政の議決権の3分の1超を保有する。日本郵政は、常時、金融2社の議決権の3分の1超を保有する（図表2）。
2. 日本郵政は、郵便・銀行・保険の3つのサービスを郵便局で一体的に利用できるようにするとともに、将来にわたりあまねく全国で利用できるように郵便局ネットワークを維持する責務を有する（銀行・保険という金融も含むユニバーサルサービスの義務付け）。
3. 内閣府に有識者10名からなる郵政改革推進委員会を置く。
4. 金融2社の新規業務については、届け出制とする（現在は認可制）。ただし、

³⁾ 当初、第174通常国会に提出され廃案となった法案では、合併の時期は2011年10月1日だったが、その後提出された法案では半年延期され2012年4月1日となった。

図表2 郵政改革法案での郵政事業の経営形態



注：便宜上、日本郵政の関連銀行を「ゆうちょ銀行」、
 関連保険会社を「かんぽ生命」と表記した。
 資料：橋本賢治（2010）より。

- 金融2社の新規業務が他の事業者との競争条件の公平性等を阻害するおそれがある場合等は、内閣総理大臣又は総務大臣は、郵政改革推進委員会の意見を聴き、勧告できる。
5. 法案の成立にあわせて、政令により、郵貯の預入限度額を1,000万円から2,000万円に、簡保の加入限度額を1,300万円から2,500万円に引き上げる。
 6. 郵政民営化法等を廃止する。

郵政民営化法にかわるものとして立案された郵政改革法案は、(1) 金融を含むユニバーサルサービスの義務付け、(2) 経営形態の再編と日本郵政による金融2社の株式の3分の1超の保有、(3) 郵貯・簡保の限度額の引き上げと経営の自由度の拡大、の3点に大きな特徴があったが⁴⁾、この法案は成立することなく、その内容の一部は改正郵政民営化法に受け継がれていくことになる。

⁴⁾ この点の検討については、伊藤光雄（2011）参照。

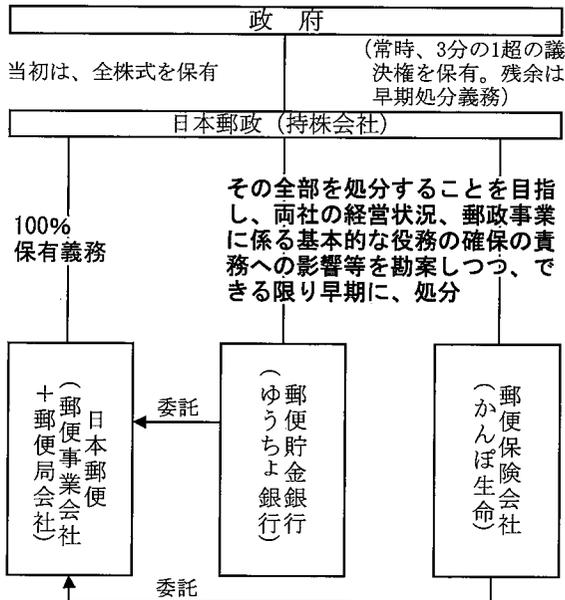
3. 改正郵政民営化法の成立とその概要

図表3は改正郵政民営化法によって2012年10月よりスタートする新郵政グループの経営形態を、また図表4は改正前と改正後の郵政民営化法の比較を示している。

まず、郵政グループの経営形態であるが、改正前の日本郵政（持株会社）、郵便局会社、郵便事業会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の5社体制から、日本郵政（持株会社）、日本郵便（郵便局会社と郵便事業会社が統合）、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の4社体制へと再編された。

また、ユニバーサルサービスの範囲が拡充され、これまでの郵便のサービスのみならず、貯金、保険の基本的なサービスを郵便局で一体的に利用できる仕組みが、日本郵政と日本郵便に郵便十金融のユニバーサルサービスを提供する

図表3 改正郵政民営化法での郵政事業の経営形態



資料：第77回郵政民営化委員会資料をもとに筆者作成。

図表 4 改正前後の郵政民営化法の比較

		改正前の郵政民営化法	改正後の郵政民営化法
経営形態		5社体制（日本郵政、郵便局会社、郵便事業会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）	4社体制（日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命）
ユニバーサルサービス		郵便業務のみ	郵便・貯金・保険の3事業
株式保有		政府→日本郵政：3分の1超の保有を義務付け	
		日本郵政→郵便局会社および郵便事業会社：全株保有義務	日本郵政→日本郵便：全株保有義務
		日本郵政→ゆうちょ銀行およびかんぽ生命：10年間で全株処分義務	日本郵政→ゆうちょ銀行およびかんぽ生命：その全部を処分することを目指す
金融2社の 上乗せ規制	新規業務	認可制	当初は認可制。金融2社の株式2分の1以上処分後は届出制（一定の義務規定あり）
	限度額	政令で規定	政令で規定（国会の附帯決議では「当面引き上げない」）
	規制解除	金融2社の全株式処分または内閣総理大臣・総務大臣により解除	
郵便局の定義		会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもの	会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を行うもの

資料：第77回郵政民営化委員会資料をもとに筆者作成。

義務を課すことによって確保している。またこれにともなって、郵便局の定義がこれまでの郵便窓口業務を行うものから、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を行うものに改められた⁵⁾。

すでにみたように、郵政改革法案では日本郵政に金融2社の株式の3分の1超の保有を義務づける内容だったが、改正法（62条1項）では、日本郵政が金融2社の株式の全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響を勘案しつつ、できるかぎり早期に処分することとされた。これは、「全部を処分することを目指す」という文言によれば完全処分が想定されていると解釈できる一方、完全処分の期限の明確な定めがないため、「ユニバーサルサービス提供義務」を担保するという観点からは、

⁵⁾ その結果、従来の郵便局、特に簡易郵便局で3事業すべてをおこなっていないものは「郵便局」ではなくなり、このままでは3,429の簡易郵便局（うち過疎地内の局は1,789）が郵便局設置基準の対象外となるが、新たな総務省令でこれらの簡易局も郵便局ネットワークの対象に加えられ、ユニバーサルサービスの一翼を担うものとして位置づけられた。この点については、第77回郵政民営化委員会議事録参照。

日本郵政が金融2社の株式の3分の1超程度を保有し続ける可能性もうかがえるものである。かなり玉虫色な表現ではあるが、結果的には、金融2社の株式の処分は日本郵政の経営判断にゆだねられることになったと理解できる。

その他の金融2社に関する主要な改正点は、①銀行法もしくは保険業法に加えての新規業務に関する「上乗せ規制」⁶⁾は、金融2社の株式が2分の1以上処分されたあとは認可制から届出制に緩和されること、②預入（加入）限度額は従来どおり政令で規定されるが、国会の附帯決議により「当面は引き上げない」こと、などとなっている。

なお、日本郵政の株式については、2011年11月に成立した「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、政府は、復興債の償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとされている⁷⁾。

4. 民営化後の日本郵政グループの経営状況と課題

日本郵政グループはこれまで2007年度決算（2007年10月1日から半年決算）から2011年度決算まで5度の本決算を公表している。それにもとづく日本郵政グループの主要な経営指標の推移は図表5のとおりである。2011年度の日本郵政グループの連結決算は、経常利益が1兆1,768億円、当期純利益が4,689億円、総資産292兆1,265億円、純資産10兆9,353億円だった。同年度の金融2社の純利益は、ゆうちょ銀行が3,348億円、かんぽ生命が677億円であった。それ以前の決算状況をみても明らかであるが、日本郵政グループ全体の利益が金融2社の利益、とりわけゆうちょ銀行の利益に大きく依存しているのがはっきりとうかがわれ

⁶⁾ 金融2社には銀行法・保険業法で認められている業務の一部について、内閣総理大臣と総務大臣の認可を受けなければおこなうことができないという「上乗せ規制」が課せられている。

⁷⁾ 改正郵政民営化法の原案策定に奔走した公明党の斉藤鉄夫衆議院議員は、今回、公明党が中心になって郵政民営化法の改正をまとめた理由として、「復興財源の確保のため、3党のとりまとめに動いた」旨、説明している。（『週刊金融財政事情』2012年5月21日号より。）

図表5 日本郵政グループの主要な経営指標の推移

【2007年度（2007年10月－2008年3月）】							(単位：億円)
	日本郵政グループ (連結)	日本郵政 (単体)	郵便事業会社 (単体)	郵便局会社 (単体)	ゆうちょ銀行 (単体)	かんぽ生命 (単体)	
経常収益	100,979	1,371	10,683	6,343	13,289	76,868	
経常利益	4,387	378	1,137	185	2,561	119	
当期純利益	2,772	425	694	46	1,521	76	
純資産額	83,114	80,465	2,694	2,046	80,768	9,042	
総資産額	3,275,882	97,055	21,495	32,864	2,121,491	1,125,246	
【2008年度】							(単位：億円)
	日本郵政グループ (連結)	日本郵政 (単体)	郵便事業会社 (単体)	郵便局会社 (単体)	ゆうちょ銀行 (単体)	かんぽ生命 (単体)	
経常収益	199,617	3,071	18,874	13,261	24,885	155,337	
経常利益	8,305	1,099	589	838	3,852	2,142	
当期純利益	4,227	1,090	298	408	2,293	383	
純資産額	87,461	81,471	2,819	2,443	81,795	10,727	
総資産額	3,058,944	95,252	20,501	32,565	1,964,807	1,065,779	
【2009年度】							(単位：億円)
	日本郵政グループ (連結)	日本郵政 (単体)	郵便事業会社 (単体)	郵便局会社 (単体)	ゆうちょ銀行 (単体)	かんぽ生命 (単体)	
経常収益	187,736	3,211	18,350	12,937	22,079	145,916	
経常利益	10,072	1,471	569	624	4,942	3,796	
当期純利益	4,502	1,453	▲ 474	329	2,967	701	
純資産額	96,259	82,653	2,269	2,671	88,395	11,693	
総資産額	2,985,713	96,255	19,634	32,523	1,946,783	1,009,697	
【2010年度】							(単位：億円)
	日本郵政グループ (連結)	日本郵政 (単体)	郵便事業会社 (単体)	郵便局会社 (単体)	ゆうちょ銀行 (単体)	かんぽ生命 (単体)	
経常収益	174,689	3,093	18,032	12,849	22,053	133,754	
経常利益	9,569	1,434	▲ 890	582	5,265	4,222	
当期純利益	4,189	1,536	▲ 354	306	3,163	772	
純資産額	99,999	83,828	1,915	2,895	90,936	12,076	
総資産額	2,929,330	96,489	18,634	32,498	1,934,433	967,867	
【2011年度】							(単位：億円)
	日本郵政グループ (連結)	日本郵政 (単体)	郵便事業会社 (単体)	郵便局会社 (単体)	ゆうちょ銀行 (単体)	かんぽ生命 (単体)	
経常収益	166,614	2,911	17,872	12,362	22,345	125,386	
経常利益	11,768	1,357	▲ 100	427	5,762	5,313	
当期純利益	4,689	1,514	▲ 45	188	3,348	677	
純資産額	109,353	84,965	1,870	3,007	98,181	12,920	
総資産額	2,921,265	97,471	18,519	31,209	1,958,198	936,886	

資料：日本郵政株式会社の決算資料より。

る。また、2011年度末の金融2社の純資産は、ゆうちょ銀行が9兆8,181億円、かんぽ生命が1兆2,920億円であり、金融2社の純資産が日本郵政グループの連結純資産を上回っている。この状況は民営化開始時より一貫して続いており、後にみるように、日本郵政および金融2社の株式を上場・処分する上で大きな論点となるものである。

郵便事業会社は2009年度に474億円、2010年度に354億円、2011年度に45億円の最終赤字を出しているが、これは日本通運との宅配便事業の統合を計画したが総務省の認可が得られず失敗し、多額の特別損失等を計上したためである。このため、郵便事業会社は純資産額を208年度末の2,819億円から2011年度末には1,870億円と949億円、約34%減じる結果となっている。郵便事業をとりまく経営環境は、郵便の引受物数の減少による収益の減少という構造的な問題から非常に厳しいものとなっているが、2011年度の最終赤字は2009年度の10分の1と収支の改善が進行しており、2012年度には赤字を脱却して単年度黒字化することを目指している⁸⁾。

郵便局会社は営業収益のほとんどが郵便・ゆうちょ・かんぽからの業務委託による手数料収入で、それも金融2社からの手数料収入に大きく依存している。図表6によれば、営業収益に占める金融2社からの手数料の割合は2008年度から2011年度において82%—83%になっている。また、3事業の受託手数料合計は2008年度の1兆2,765億円から2011年度には1兆1,865億円と漸減しており、今

図表6 郵便局会社の営業収益の構成

(単位：億円)

	2008年度		2009年度		2010年度		2011年度	
営業収益	12,932	100.0%	12,639	100.0%	12,563	100.0%	12,084	100.0%
うち受託手数料	12,765	98.7%	12,471	98.7%	12,383	98.6%	11,865	98.2%
郵便手数料	2,132	16.5%	2,093	16.6%	2,039	16.2%	1,832	15.2%
銀行手数料	6,481	50.1%	6,325	50.0%	6,319	50.3%	6,190	51.2%
保険手数料	4,152	32.1%	4,052	32.1%	4,024	32.0%	3,842	31.8%

資料：日本郵政株式会社の決算資料より。

⁸⁾ なお、日本郵政はゆうパックについては2015年度に黒字化を目指すとしている。(日本経済新聞2012年10月1日より。)

後、郵便局ネットワークの維持とユニバーサルサービスの確保のためにも、新規業務等による収益の多角化が求められている。

ゆうちょ銀行はすでにみたように、日本郵政グループの純利益の過半を占めている。だが、図表7からも明らかなように、その資金運用は有価証券投資、それも利回りの低い国債投資に大きく偏ったものになっている。民営化開始から2012年3月末までの4年半の間にゆうちょ資金は全体で約30兆円、13%減少したが、国債での運用額は156兆円から145兆円と11兆円、7%減少しただけである。資金運用に占める国債投資の割合は民営化開始時の69.6%から2010年3月末には81.1%へと増加したが、その後減少に転じ、2012年3月末には74.9%となっている。郵政民営化の当初の目的の1つが、「資金の流れを官から民へ」であったが、現時点においてもゆうちょ銀行の資金運用はそれを実現する道を歩んでいると

図表7 ゆうちょ銀行資金の運用状況

(単位：億円、%)

運用種目	2007年10月1日		2008年3月末		2009年3月末		2010年3月末		2011年3月末		2012年3月末	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
貸出金	39,926	1.8	37,715	1.8	40,315	2.1	40,225	2.1	42,387	2.2	41,345	2.1
有価証券	1,708,082	76.4	1,725,321	84.1	1,735,511	89.5	1,782,306	92.7	1,750,264	91.8	1,759,532	90.9
国債	1,555,099	69.6	1,567,732	76.4	1,554,901	80.2	1,558,915	81.1	1,464,609	76.8	1,449,398	74.9
地方債	80,076	3.6	74,992	3.7	61,772	3.2	52,892	2.8	56,588	3.0	57,355	3.0
短期社債	—	—	—	—	5,429	0.3	3,649	0.2	1,029	0.1	1,809	0.1
社債	70,231	3.1	78,017	3.8	98,804	5.1	119,162	6.2	128,047	6.7	126,653	6.5
株式	—	—	—	—	9	0.0	9	0.0	9	0.0	9	0.0
その他の証券	2,675	0.1	4,580	0.2	14,595	0.8	47,677	2.5	99,979	5.2	124,306	6.4
金銭の信託	6,031	0.3	4,126	0.2	12,247	0.6	10,153	0.5	18,067	0.9	37,154	1.9
預け金等	58,943	2.6	39,847	1.9	56,579	2.9	41,805	2.2	47,541	2.5	26,719	1.4
コールローン	8,000	0.4	36,550	1.8	511	0.0	2,616	0.1	4,296	0.2	12,062	0.6
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	7,257	0.4	24,956	1.3	44,833	2.4	57,788	3.0
預託金	388,585	17.4	207,000	10.1	87,000	4.5	20,000	1.0	—	—	—	—
その他	16,761	0.8	142	0.0	107	0.0	76	0.0	61	0.0	37	0.0
合計	2,234,270	100.0	2,050,702	100.0	1,939,531	100.0	1,922,140	100.0	1,907,453	100.0	1,934,640	100.0

貯金残高(兆円)	187.3	182.3	178.0	176.4	175.3	176.4
----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注1：2009年3月末以降の「株式」9億円は、スルガ銀行との提携による個人ローン業務に係る業務受託会社（SPDセンター株式会社）への共同出資分。

注2：貯金残高は未払い利息を含む。

資料：ゆうちょ銀行決算資料等より。

は言いがたい状況である。さらに、後にみるように民営化後にゆうちょ銀行に認められた住宅ローン媒介等の新規業務も現時点では順調とはいえ、ゆうちょ銀行が当面の事業戦略としてかかっていた「リテールビジネスモデルの実現」にはほど遠いものになっている⁹⁾。また、ゆうちょ銀行は民営化開始以降も貯金残高を減らしつづけていたが、2011年3月末には前年比1.1兆円増と微増ながら増加に転じている。図表5によれば、ゆうちょ銀行の経常利益は、市場金利の低下にともなう貯金金利引下げによる調達コストの減少等によって2008年度の3,852億円から2011年度の5,762億円へと増加しているが、将来の安定経営のためには貯金残高の維持が必要となると思われる。さらに今後、資金運用の多様化、新規商品の開発等を含めた新たな収益源の確保を図ることも求められよう。

かんぽ生命は民営化開始から2012年3月末までの4年半の間に運用資金を113兆円から93兆円へと20兆円、18%減少させたが、運用資産に占める国債投資の割合は59.6%から64.8%と増加している（図表8）。図表9は民営化以降にかんぽ生命が保有する保険契約件数の推移であるが、かんぽ生命に再保険された民営化以前の簡易生命保険契約は4年半で2,416万件、44%減少したが、この間の新規契約数は802万件にとどまり、保有契約総数も5,518万件から3,904万件、30%減少している。これは、超低金利のもとで貯蓄性商品の魅力が低下した結果、かんぽ生命が主力としている養老保険の市場が急速に縮小したことによるものである。図表5によれば、かんぽ生命の経常利益は2008年度の2,142億円から2011年度の5,313億円へと増加しているが、将来の安定経営のためには保有契約数の減少に歯止めをかけることが必要である。そのためにも今後、既存商品の見直しや新規商品の開発等を含めた新たな収益源の確保を図ることが求められよう。

⁹⁾ この点については、伊藤光雄（2009）を参照。

図表 8 かんぽ生命資金の運用状況

(単位：億円、%)

運用種目	2007年10月末		2008年3月末		2009年3月末		2010年3月末		2011年3月末		2012年3月末	
	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比	資産残高	構成比
現金および預金	12,288	1.1	20,801	1.9	22,792	2.3	22,878	2.3	20,461	2.1	12,249	1.3
コールローン	8,885	0.8	7,886	0.7	4,602	0.5	3,538	0.4	5,956	0.6	5,977	0.6
債券償借取引保証金	—	—	14,548	1.3	10,339	1.0	7,996	0.8	12,666	1.3	19,728	2.1
買入金銭債権	—	—	599	0.1	45	0.0	80	0.0	406	0.0	145	0.0
金銭の信託	59,794	5.3	18,615	1.7	4,091	0.4	1,750	0.2	2,253	0.2	2,427	0.3
有価証券	840,427	74.5	855,688	76.6	833,268	83.1	803,415	80.2	771,730	80.5	745,871	80.6
国債	672,913	59.6	689,599	61.7	696,733	69.5	676,176	67.5	641,030	66.8	599,621	64.8
地方債	35,480	3.1	37,115	3.3	45,563	4.5	51,281	5.1	62,557	6.5	77,779	8.4
社債	120,237	10.7	103,874	9.3	82,137	8.2	69,375	6.9	60,906	6.4	62,284	6.7
外国証券	11,796	1.0	25,098	2.2	8,834	0.9	6,581	0.7	7,237	0.8	6,186	0.7
貸付金	206,844	18.3	199,212	17.8	183,418	18.3	162,605	16.2	145,474	15.2	139,290	15.0
合計	1,128,239	100.0	1,117,353	100.0	1,058,557	100.0	1,002,265	100.0	958,951	100.0	925,690	100.0

資料：かんぽ生命のウェブページより。

図表 9 個人保険の保有契約状況

(単位：万件)

	かんぽ	受再	合計
2007年10月1日	0	5,518	5,518
2008年3月末	59	5,218	5,277
2009年3月末	245	4,603	4,848
2010年3月末	434	4,031	4,465
2011年3月末	618	3,550	4,168
2012年3月末	802	3,102	3,904

注：受再はかんぽ生命に再保険された民営化以前の簡易生命保険契約。

資料：かんぽ生命のウェブページより。

5. 金融2社の新規業務進出と日本郵政グループの株式上場計画

5-1. 新体制での郵政民営化委員会の発足

改正郵政民営化法の成立を受けて、政府の郵政民営化委員会も新たな体制でスタートすることになった。民営化委員会は3年ごとに郵政民営化の進捗状況を総合的に検証し、内閣総理大臣に意見を述べるなどの役割を担う組織で、郵

政改革法案では郵政改革推進委員会にとってかわることが構想されていたが、改正郵政民営化法ではそのままの位置づけとなった。図表10にみるように新しく5名の委員が任命され、新体制での最初の会合である第76回郵政民営化委員会（2012年5月9日）で西室泰三が委員長に選任された。

新体制の郵政民営化委員会の活動で特に注目されるのが、金融2社への新規業務解禁に対する郵政民営化委員会の判断である。すでにみたように、金融2社には新規業務をおこなうに際しては内閣総理大臣と総務大臣の認可を受けなければおこなうことができないという「上乗せ規制」が課せられており、金融2社が新規業務の解禁申請をした場合、両大臣は郵政民営化委員会の意見を聞いた上で認可の可否を決めることになっているからである。

図表11にみるように、金融2社は2007年の民営化開始直後より新規業務の認可・承認を受け、業務を開始してきた。ゆうちょ銀行はクレジットカード業務、住宅ローン等の媒介業務、変額年金保険の代理店販売、かんぽ生命保険は他の生命保険会社の法人向け商品の受託販売、入院特約の見直しなどが主なものであり、両社とも段階的に事業の拡大を図っていたが、総じて収益への貢献度は依然として低い状況にあった（図表12）。また、2009年の政権交代で日本郵政および金融2社の株式売却が凍結されて以降は、当時の郵政民営化委員会は「完全民営化に至る筋道が成り立たない状況下では、新規の商品・サービスを認め

図表10 郵政民営化委員会の新委員

老川 祥一	読売新聞グループ本社 取締役最高顧問
清原 慶子	三鷹市長
西室 泰三	株式会社東芝 相談役
三村優美子	青山学院大学 経営学部教授
米澤 康博	早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授

注：委員の互選により西室委員が委員長に選出。

資料：第76回郵政民営化委員会議事録より。

図表11 民営化後の金融2社の新規業務認可の状況

【ゆうちょ銀行に認可及び承認した新規業務】

認可日	業務
2007年 12月19日	①シンジケートローン（参加型）
	②信託受益権の売買、株式の売買等
	③貸出債権の取得等
	④金利スワップの取得等
	⑤リバースレポ取引
2008年 4月18日	①クレジットカード業務
	②変額個人年金等の生命保険募集業務
	③住宅ローン等の媒介業務

【かんぽ生命保険に認可及び承認した新規業務】

認可日	業務
2007年 12月19日	①シンジケートローン（参加型）
	②信託受益権の取得、株式の取得等
	③貸出債権の取得等
	④金利スワップの取得等
2008年 4月18日	①他の保険会社の法人向け商品の受託販売 ②新たな保険の引受け（入院特約の見直し）

資料：第78回郵政民営化委員会資料をもとに筆者作成。

図表12 ゆうちょ銀行の新規業務実績

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
住宅ローン（媒介）新規取扱額	562億円	740億円	619億円	315億円
変額年金保険販売額	176億円	314億円	409億円	665億円
クレジットカード発行枚数	37万枚	84万枚	65万枚	49万枚

	2011年度末	2011年度末の市場規模
住宅ローン（媒介）取扱額累計	2,237億円	約170兆円
変額年金保険販売額累計	1,564億円	約19兆円
クレジットカード現存枚数	207万枚	約3億枚

資料：ゆうちょ銀行ディスクロージャー資料等より。

る根拠は消滅した¹⁰⁾として、新規業務の拡大がストップしていた。新体制で発足した郵政民営化委員会が金融2社への新規業務解禁の申請にどのような判断をしていくのか、金融各界の関心はそこに集中していた。

5-2. 金融2社の新規業務認可申請

2012年9月3日、金融2社は総務省、金融庁に対して新規業務の認可申請をした。ゆうちょ銀行からは、①個人向け貸付け業務（商品例としては住宅ローン、目的別ローン、カードローン等）、②住宅ローンに伴う損害保険募集業務、

¹⁰⁾ 「郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見」（2012年3月7日）より。

および③法人向け貸付け業務の申請が、かんぽ生命からは、学資保険の商品内容の改定についての申請で、いずれも2013年4月から業務が開始できることを希望していた。

ゆうちょ銀行は今回の申請をおこなった背景、新規業務の必要性として①顧客ニーズに応じた金融サービスの多様化、②資金仲介機能の向上とポートフォリオの改善、③収益力の強化・改善、の3点をあげ、以下のように説明している¹¹⁾。

①について … 従来、ゆうちょ銀行は、個人向け融資がごく限定的にしか認められていなかったために、顧客のライフサイクルに応じた資金ニーズに応えられないとの問題があった。個人向け貸付けの開始により、結婚・教育や住宅の取得といった個人顧客の資金ニーズに応え、その必要とする基本的金融サービスを充足したい。

②について … 預金者の預金を公共部門以外にも供給し、経済社会の発展に貢献したい。また、国債に偏ったポートフォリオを改善し、金利リスクに偏ったリスク構造を改善したい。

③について … ゆうちょ銀行は国債運用が中心のため、他行に比べ利ザヤが小さい。個人ローンや法人貸付け等への事業展開により、中長期的な観点から収益力の強化・改善が必要である。

そして、住宅ローンについては、自営業者等、他行が積極的に取り組んでこなかった顧客を重視したサービスの提供を検討しており、ゆうちょ銀行は提携銀行（スルガ銀行）との協力関係によりこれまで4年間にわたり媒介業務を実施してきており、準備は整っている。5年後の住宅ローンの目標残高を約7,900億円、シェア0.45%を目指したいとする。

また、法人向け貸付けについては、これまでシンジケートローン（参加型）で培ったノウハウを活用して上場企業向け相対融資をおこなうとともに、ふるさと小包を利用している地域の中小零細企業への小口貸出しもおこないたい。

¹¹⁾ 第84回郵政民営化委員会議事録より。かんぽ生命の新規業務の申請内容の記述も同じ。

5年後の上場企業向け貸付の目標残高を約3,500億円、シェア0.31%を目指したいとする。

かんぽ生命の申請は、学資保険の商品内容の改定のみである。この学資保険はかんぽ生命の看板商品であったが、しばらく商品改定をおこなわないうちに顧客ニーズに合わなくなり、販売件数が過去10年で3分の1以下に落ち込んでいた。今回、顧客ニーズにマッチした学資保険に改善するため申請したという。具体的には、被保険者である子どもの死亡保障を小さくすることで、払い込んだ保険料に対する保険金額の割合、「返戻率」を改善しながら保険料の低価格化を実現しようとするものである。

郵政民営化委員会は金融2社のこれら新規業務申請を審議する前の2012年9月19日に「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」を発表した。この「所見」は、「金融2社の民営化を推進することの意義と新規業務の位置付けに関する認識、移行期間における新規業務に関する調査審議の考え方等を再点検し、民営化後の取組状況や郵政民営化法改正法の成立等の状況の変化を踏まえ、その内容を見直すこととし」、その結果を取りまとめたものである。

「所見」では、金融2社の経営の現状を次のように捉えている。

民営化後も業務制限に服してきたことの結果、郵便貯金銀行では定額貯金による調達と国債による運用に偏ることに伴う金利リスクに偏ったリスク構造、郵便保険会社では商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分に対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱えている。また、リターンの面でも、郵便貯金銀行では経常収益のほとんどが資金運用収益であり、郵便保険会社では民営化前の契約を含めた保険契約件数の急速な減少に伴い、保険料収入の減少が継続する構造となっている。このように、リスクとリターンの構造からみると、現在の金融2社のビジネスモデルには競争力や成長性に課題があり、民営化後も、郵便貯金銀行では貯金残高の減少が止まりつつあるものの、大幅な資金流出が、郵便保険会社では新規契約は若干回復傾向にあるものの、保有契約が減少し、総資産の減少が続いている。このような傾

向が今後とも続けば、全国の郵便局を通じてリテール・サービスを提供するという金融二社の製・販分離のビジネスモデルを維持することが困難となるばかりか、ひいては日本郵便株式会社のユニバーサルサービス責務の履行にも支障が出ることが懸念される。

続いて「所見」は、日本郵政グループの株式上場・処分の意義を次のように述べている。

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、日本郵政の株式について、できる限り早期に処分するものとする規定されたところである。

このため、日本郵政の株式の早期上場に向けた準備を進めるとともに、金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことが期待される。

上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要である。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えられる。

また、金融二社の株式は、その親会社である日本郵政の株式と同様、歴史的に蓄積されてきた国民共有の財産としての性格を有し、金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の大宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響を及ぼす点に留意することが必要である。

この「所見」もとづき、郵政民営化委員会は金融2社の新規業務申請を審議する上で、日本郵政グループの株式上場スケジュールが明らかにされる必要があるとして、日本郵政グループにその回答を求めたのだった¹²⁾。

5-3. 日本郵政グループの株式上場計画と金融2社の新規業務認可

2012年10月25日、日本郵政株式会社の株式上場計画が明らかになった。それによると、3年以内、2015年秋までを目途に、持株会社である日本郵政の株式の上場・売却が可能となるよう体制の整備を図り、一方、金融2社の株式の処分は、日本郵政株の半分程度を売った段階、すなわち、民間株主の意向が反映できる段階において方向性を出すというものだった。

金融2社の株式の処分方針がこのようになったのは、金融2社の株式売却が親会社である日本郵政の市場価値に大きな影響を与えるもので、株式市場における子会社上場の規制にも抵触する可能性があるからだった。

すなわち、東京証券取引所は2011年6月に「親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方についての通知」を出して、「上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとする事例など、その目的に関して安易であるという批判を受けるケースが見受けられます。また、本格的な連結経営が求められる昨今の経営環境においては、企業グループ内の会社が親会社以外の株主に対して責任を負うこととなる子会社上場は、一体的な連結経営を行ううえでは必ずしも望ましいこととはいえません。」¹²⁾と、上場している親会社の傘下にある子会社の上場には慎重な取り扱いが必要との認識を示している。

このように、日本郵政グループの株式上場には「親子上場」という難しい問題をかかえている。特に金融2社は資産と収益において日本郵政の「中核的な子会社」となっており、日本郵政の先行上場が法で定められている以上、日本郵政株の民間保有が50%を上回り、民間株主の意向が反映できる段階までは金融2社の上場について方針は決められないというのが日本郵政グループの判断

¹²⁾ さらに、2012年10月9日には総務大臣より「日本郵政株式会社の株式の早期の上場及び政府による株式処分を可能とするため、郵政子会社の収益力強化策や更なる経営効率化等により、日本郵政グループが市場で高く評価されるよう努力を行うことをはじめ所要の準備を急ぐとともに、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分に係る方針の明確化に向けた検討を行うこと。」との指示が出された。第88回郵政民営化委員会資料参照。

である。裏返せば、日本郵政の新たな株主が金融2社の株式処分について反対する可能性も認めたもので、金融2社の上場時期はかなり不透明にならざるをえないことになる¹⁴⁾。

この日本郵政グループの株式上場計画に対して、全国銀行協会など民間金融機関8団体は、日本郵政傘下のゆうちょ銀行の完全民営化の道筋を示さないまま、住宅ローンなどの新規事業に参入する案については、断じて容認できないとの反対声明を出した。また、生命保険協会のかんぽ生命に対する態度もこれとほぼ同様のものだった。すでにみたように、改正郵政民営化法では期限こそ定められてはいないが、金融2社の株式は「その全部を処分することを目指し、……できる限り早期に、処分するものとする」とされており、民間金融機関もこの条文を盾に金融2社の完全民営化の道筋を示すことを迫ったのであるが、東日本大震災の復興財源確保のため日本郵政の株式を先に上場した場合、金融2社の株式処分の道筋をすぐに示すことはできないことを民間金融機関側は見通すことができなかつたものと思われる。

これにより、日本郵政グループの株式上場計画自体はかなり無理のあるもの

13) 「通知」はつづけて以下のように記している。第88回郵政民営化委員会資料参照。

このように、子会社上場は、その国民経済上の意義及び投資者に多様な投資物件を提供するという証券取引所に期待される役割に照らして、一律的に禁止するのは適当でない反面、投資者をはじめ多くの市場関係者にとっては必ずしも望ましい資本政策とはいえないと考えます。

したがって、新規に上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような子会社上場の特性を十分に配慮のうえでその方針を決定していただくとともに、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

また、親会社を有する上場会社の皆様におかれましても、上記のような子会社上場の特性を十分に配慮のうえ、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

14) この点について、第88回郵政民営化委員会終了後の記者会見で西室委員長は、記者の「いずれはなくなってしまう有力な子会社を抱えている企業が上場するというときには、投資家はどう思うだろうというのはちょっと疑問なんです。」という質問に、「おっしゃるとおりの疑問があるので、私は証券取引所の会長、社長をした感覚から言えば、すごく無理のある法律をお作りになったなということでありまして」と、日本郵政の先行上場に無理があるとの認識を示している。

であることが明らかになったが、日本郵政株の先行上場が法で定められている以上、郵政民営化委員会はこの計画を受け入れた形で、金融2社の新規事業についての判断を下すことになった。

その後、郵政民営化委員会は日本郵政の株式処分計画および金融2社の新規事業に対する各界のヒヤリングを受け、かんぽ生命の新規事業については11月22日、ゆうちょ銀行の新規事業については12月18日に条件付ながら容認した。ただしこれらの新規業務は郵政民営化法上の認可とともに銀行法・保険業法上の認可も必要であり、金融庁はこれにかなり厳しい態度をとっており¹⁵⁾、当初予定していた2013年4月の新規業務開始は不可能になっている¹⁶⁾。

6. おわりに

以上、みたように、2012年10月に民営化の再スタートをした日本郵政グループであるが、その前途には困難な課題が少なからず存在している。

日本郵政は2015年秋の株式上場にむけ、2013年度から金融2社の新規業務を開始して一定の経営実績を示し、日本郵政グループとしての成長可能性を示すことでその株式価値を大きくしようとしている。だが、金融庁はかんぽ生命の顧客保護体制、ゆうちょ銀行の与信リスク管理体制問題があるとして、銀行法・保険業法上の認可を現時点では与えてはいない。

仮に、今後金融庁の認可が与えられたとしても、上記のような金融2社が抱える問題点が早期かつ大幅に改善されない限り、認可された新規事業が短期間で経営実績をあげることは容易ではないだろう。

さらに、今後、金融2社の資金運用に占める国債以外の有価証券投資や貸出

¹⁵⁾ 金融庁が厳しい態度をとっているのは、保険業法、銀行法がそれぞれ顧客保護と金融システムの安定を最大の目的としているからである。すなわち、2012年12月に明らかになったかんぽ生命の保険金未払いは顧客保護に反しており認可には課題が残るとしており、また、ゆうちょ銀行が新規業務として求めた住宅ローンや法人向け貸し出しは銀行の基幹業務であるので、ゆうちょ銀行の与信リスク管理体制等を厳格に審査する必要があるとしている。

¹⁶⁾ かんぽ生命保険は2013年2月5日、学資保険の新商品の発売時期を、当初予定の2013年4月から延期すると発表した。金融庁が認可条件としていた保険金支払い管理体制の整備に時間がかかり、保険業法上の認可を得る見通しが立たないためである。

しの割合がかなり大きく変化することはこれまでの運用実績からみても現状では難しいと考える。その結果、金融2社の国債に偏った資金運用はかなりの間つづかざるをえないように思われる。

この問題は、金融2社がその資金運用を国債に偏らない新たなビジネスモデルを追求することで解決できるようなものではない。金融2社が国債の保有を大きく減らそうにも、その分の国債を肩代わりできるような投資主体が存在しないという根源的問題があり、これは、日本国債の総残高が大きく減少しないかぎり実現できない問題であろう。

おりしも、2012年12月には再度政権交代があり、自・公連立の安部政権が再度誕生した。安部政権の経済政策、「アベノミクス」は大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」からなるとされるが、その金融政策の柱は日銀による「2%の物価上昇率目標」の導入であり、この金融政策にもとづく今後の長期金利の動向に関心が高まっている。

もし、「2%の物価上昇」に見合った長期金利の上昇が生じれば、それは、国債価格の大幅下落であり、金融2社は国債の含み損を膨大に抱えるとともに、国債を売却しようにもできない状況に見舞われることになる。

また、日本郵政が上場を予定している2015年秋は、きしくも、消費税が8%から10%へと再引き上げされる時期と重なる。「2%の物価上昇」に消費税率アップによる物価上昇が加わったなら、これもさらなる長期金利の上昇＝国債価格の下落をもたらす可能性を否定できない。

今後の長期金利・国債市場の動向と、国債市場における金融2社の動向に大いに注目していきたい。

【参考文献】

伊藤光雄（2009）「ゆうちょ銀行の現状と今後 — 郵政民営化1年を経て —」島根大学『経済科学論集』第35号。

伊藤光雄（2011）「郵政民営化の見直しについて — 金融2社を中心に —」島根大学『経済科学論集』第37号。

河村小百合（2010）「『官営郵政』の本質 財政規律損なう国債「消化機関」化「国民貯蓄」

- の毀損リスクも』『エコノミスト』2010年5月11日号。
- 瀬戸山順一（2010）「転換点を迎えた郵政民営化～郵政株式処分停止法案の国会論議～」『立法と調査』第301号。
- 武田洋子（2010）「米国 GSE 危機から学ぶ「官民混交」金融の歴史的失敗」三菱総合研究所 “MRI Economic Review” 2010年6月10日。
- 中里孝（2009）「郵政民営化の現状」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 656。
- 中里孝（2010）「郵政事業の抜本的見直しをめぐる論点」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 680。
- 中村清（2012）「郵政民営化法等の改正 — 金融窓口業務のユニバーサルサービス化 —」『RESEARCH BUREAU 論究』第9号。
- 日本郵政公社（2012）「郵政グループビジョン2021」2012年10月1日。
- 橋本賢治（2009）「郵政民営化後の課題～金融のユニバーサルサービスの確保を中心として～」『立法と調査』第288号。
- 橋本賢治（2010）「郵政事業の抜本的見直しに向けて～郵政改革関連3法案～」『立法と調査』第305号。
- 橋本賢治（2012）「郵政民営化法等改正法の成立 — 郵政事業の見直しに決着 —」『立法と調査』第332号。
- 渡部喜智（2012）「日本郵政グループの現状と民営化法改正後の注目点」農中総研『調査と情報』第31号。

[参照ウェブサイト]

かんば生命、国民新党、衆議院、生命保険協会、全国銀行協会、総務省、内閣官房、日本郵政、民主党、郵政民営化委員会、ゆうちょ銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構